

日立設備エンジニアリング
厚生年金基金規約

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	代議員及び代議員会	2
第 3 章	役員及び職員	5
第 4 章	加 入 員	8
第 5 章	標準給付及び基準給与	10
第 6 章	給 付	
第 1 節	通 則	11
第 2 節	退 職 年 金	14
第 3 節	減額退職年金	17
第 4 節	脱退一時金	20
第 5 節	遺族一時金	21
第 7 章	中途脱退者	23
第 8 章	福 祉 施 設	25
第 9 章	年金給付等積立金の管理及び運用に関する 契約並びに業務の委託	26
第 10 章	費用の負担	29
第 11 章	財務及び会計	32
第 12 章	解散及び清算	35
第 13 章	雑 則	36
附 則		38

別 表

第1章 総 則

(目的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、脱退又は死亡について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、日立設備エンジニアリング厚生年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

茨城県日立市会瀬町2丁目9番1号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の設立事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう以下同じ。）の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する次項は、前項の前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、14人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙期日)

第9条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公示しなければならない。

4 前項の規定による公示の方法は、第5条第1項の規定を準用する。（以下第11条、第13条及び第16条において同じ。）

(互選代議員の選挙の方法)

第10条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当選人)

第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第12条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第13条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。

2 事業主は、選定代議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する設立事業所名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 理事長は、前項の通知があったときは、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

(通常代議員会)

第14条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第15条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第16条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到着するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定足数)

第17条 代議員会は、代議員の定数（第19条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第18条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第16条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(代議員の除斥)

第19条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第20条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代

議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の公開)

第21条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第20条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規程)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

第26条 理事の定数は、6人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあたっては、第37条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の

前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分
(ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。)
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 年金給付及び一時金たる給付に充てるべ積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (5) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項及び第2項を準用する。

(役員の職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条第4項の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

(加入員)

第39条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定により、この基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

(加算適用加入員)

第40条 加入員のうち、日立設備エンジニアリング株式会社及び日設サービス株式会社（以下「会社」という。）の社員（平成4年4月1日現在において効力を有する日立設備エンジニアリング株式会社の社員就業規則第2条、日設サービス株式会社の社員就業規則第2条に規定する社員をいう。以下同じ。ただし、定年（日立設備エンジニアリング株式会社の社員就業規則第61条、日設サービス株式会社の社員就業規則第59条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超えている者を除く。）である加入員であって、次の各号のいずれかに該当する者を加算適用加入員とする。

(1) 25歳未満で加入員となった者については25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後の加入員。

(2) 25歳以上で加入員となった者については加入員となった日の属する月以降最初に到来する10月以後の加入員。

2 前項の規定にかかわらず、25歳に達した後最初に到来する10月以降に、別に定める会社から転入により、この基金の加入員の資格を取得した者については、その者が加入員の資格を取得した月以降加算適用加入員とする。

(資格取得の時期)

第41条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

(1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。

(2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。

(3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。

(4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第42条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 設立事業所に使用されなくなったとき。

(3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。

(4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。

(5) 70歳に達したとき。

(6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(資格喪失に関する特例)

第43条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第44条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用加入員期間)

第45条 この基金が支給する給付の額の算定にあたっては、加入員期間のほか、加入員期間のうち加算適用加入員であった期間（以下「加算適用加入員期間」という。）を、その計算の基礎として用いるものとする。

2 加算適用加入員は、加算適用加入員となった日にその資格を取得し、加算適用加入員でなくなった日（従業員としての退職発令日又は役員に就任した日の前日）翌日にその資格を喪失する。

3 第1項の加算適用加入員期間の計算は月によるものとし、加算適用加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

4 加算適用加入員の資格を喪失した後、再びその資格を取得した者については、前後の加算適用加入員期間を合算しない。ただし、加算適用加入員の資格を喪失した日にその資格を取得した者であって、加算適用加入員の資格の喪失及び取得が設立事業所間における転籍によるものである場合は、前後の加算適用加入員期間を合算し、当該資格の喪失に基づく第56条及び第67条の給付は、これを行わない。

第5章 標準給与及び基準基本能力給

(標準給与の基礎となる給与の範囲)

第46条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲とする。

2 法第129条第2項に規定する事業所でうける給与の範囲についても同様とする。

(標準給与)

第47条 標準給与は、加入員の給与の月額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額の例によって定める。

2 給与の月額の算定方法ならびに標準給与の決定及び改定の方法については、法第21条から第25条までの規定の例による。

(基準基本能力給)

第48条 年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）の額並びに掛金の額の算定にあたっては、標準給与のほか、基準基本能力給をその計算の基礎として用いるものとする。

2 基準基本能力給は、加算適用加入員の毎年8月1日現在における日立設備エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第11条、日設サービス株式会社の社員退職金規則第11条に規定する基準基本能力給とする。

3 前項により決定された基準基本能力給は、その年の10月から翌年の9月までの各月の基準基本能力給とする。

4 前項の規定にかかわらず、あらたに加算適用加入員となった者に係る基準基本能力給は、加算適用加入員となった日現在の基準基本能力給の月額を、その日の属する月からその年の9月（8月2日から12月31日までの間に加算適用加入員となった者については翌年の9月）までの各月の基準基本能力給とする。

5 前3項の規定にかかわらず、給付の額を算定する場合の基準基本能力給（以下「退職時基準基本能力給」という。）は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加算適用加入員が、退職若しくは解雇（日立設備エンジニアリング株式会社の社員就業規則第56条、第57条及び第58条、日設サービス株式会社の社員就業規則第54条、第55条及び第56条に規定する退職若しくは解雇をいう。以下「退職」という。）又は死亡により加入員の資格を喪失した場合は、喪失した日の前日の日立設備エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第11条、日設サービス株式会社の社員退職金規則第11条に規定する基準基本能力給。

(2) 定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した場合は、定年に到達した日の日立設備エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第11条、日設サービス株式会社の社員退職金規則第11条に規定する基準基本能力給。

第6章 給 付

第1節 通 則

(給付の種類)

第49条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 減額退職年金
- (3) 脱退一時金
- (4) 遺族一時金

(裁定)

第50条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本退職年金額及び加算退職年金額)

第51条 基本退職年金額は、次に第1項に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 加入員であった全期間の平均標準給与の月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）の1,000分の7.225（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の中欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額。
- (2) 加入員であった期間のうち法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額1,000分の7.125（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降加入員であった期間の月数を乗じて得た額。

2 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした者（当該支給繰上げの請求をした日（以下この項のにおいて「請求日」という。）の属する月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。）の基本退職年金額は、前項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 前項の規定により計算された額

(2) 請求日の属する月前における加入員であった期間をその計算の基礎とするものとし、前項の規定により計算された額の減額率（(1,000分の5に請求日の属する月から65歳（法附則第8条の2各項の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)) を乗じて得た額。

3 加算退職年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加算適用加入員期間15年以上かつ定年退職、定年を超えて退職、定年退職の特例扱い退職（日立設備エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第6条、日設サービス株式会社の社員退職金規則第6条に規定する退職又は解雇をいう。ただし、

死亡の場合を除く。以下同じ。)又はやむを得ない事由退職(日立設備エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第2条第2号ないし第6号及び第4条、日設サービス株式会社の社員規則第2条第2号ないし第6号及び第4条に規定する退職又は解雇をいう。以下同じ。)により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本能力給に、加算適用加入員期間に応じ別表3に定める率を乗じて得た額。

- (2) 加算適用加入員期間15年以上かつ50歳未満で自己都合退職(日立設備エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第5条、日設サービス株式会社の社員退職金規則第5条に規定する退職をいう。以下同じ。)又は加算適用加入員期間15年未満の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本能力給に、次の(イ)及び(ロ)に定める別表に掲げる率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失(ロ)した日の前日の年齢に応じ別表4に定める率を乗じて得た額。

(イ) 加算適用期間10年以上の者(懲戒解雇(日立設備エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第9条、日設サービス株式会社の社員退職金規則第9条に規定する解雇をいう。以下同じ。)された者を除く。)については別表3の2

(ロ) 加算適用期間10年未満の者(懲戒解雇された者を除く。)については別表6
(端数処理)

第52条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額の端数処理は、100円未満を切り上げるものとする。ただし、基本退職年金額、加算退職年金額及び一時金給付の額のそれぞれについて、100円未満を切り上げるものとする。

- 2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、前条に規定する基本退職年金額を計算する過程において、法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額1,000分の7.125(別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円切り上げるものとする。

(支払期間及び支払期日)

第53条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

- 2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第60条第3項及び第4項又は第66条第3項及び第4項の規定により全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部を支給しない。

- 3 年金は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であって

も、支払うものとする。

金 額	9 万円以上	6 万円以上 9 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	3 万円未満
支払期月	2 月、4 月 6 月、8 月 10 月、12 月	2 月、6 月 10 月	6 月、12 月	6 月

(生存に関する届出の提出)

第53条の2 退職年金、減額年金の受給権は、生存に関する届出書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。ただし、年金給付の全額につき支給を停止させているときは、この限りではない。

(未支給の給付)

第54条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の保護)

第55条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、退職年金、減額退職年金又は脱退一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第2節 退職年金

(退職年金の受給権者)

第56条 退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加入員期間15年以上である者が、脱退（死亡による脱退を除く。以下同じ。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加入員期間15年未満である者が、60歳に達した日以後において脱退により加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして60歳に達したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 加入員又は加入員であった者が法附則第8条（法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (5) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌日から改定されたときを除く。

(退職年金額)

第57条 退職年金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加入員期間15年以上かつ50歳未満で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額とする。
- (2) 加算適用加入員期間15年以上かつ定年退職、定年を超えて退職又は50歳以上で定年退職の特例扱い退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額及び加算退職年金額とを合算した額とする。
- (3) 加入員期間15年未満で定年退職、定年を超えて退職又は加入員期間15年以上かつ加算適用加入員期間15年未満かつ50歳以上で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額及び加算退職年金額を合算した額とする。
- (5) 加入員期間15年未満で加入員の資格を喪失し、加入員の資格を喪失した日において、厚生年金保険の特例支給の老齢厚生年金等の受給権者となった者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額及び加算退職年金額を合算した額とする。
- (6) 前4号以外の者については、基本退職年金額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金

給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に退職年金の受給権を取得したときは、その者の退職年金の額は、前項の額に当該加算額（以下「基本加算年金」という。）を加算した額とする。

3 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の退職年金の額を加算された額に改定する。

4 第1項の退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

（退職年金額の改定）

第58条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第4項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第1号は第4号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号又は第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

（1）脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1ヶ月を経過したとき。

（2）特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

（3）老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

（4）法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

2 退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日に属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

（1）改定前の基本退職年金額

（2）第51条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額。

（退職年金受給権の失権）

第59条 退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

（退職年金の支給停止）

第60条 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

（1）65歳に達したとき。

（2）特別支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

（3）法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰

上げの請求をしたとき。

- 2 退職年金は、受給権者が60歳に達するまでの間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。
- 3 加入員である退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号（第4号及び第5号を除く。）又は法附則第13条の7第5項の各号（第3号を除く。）に掲げる場合に应じ、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除して得た率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。
 - (1) 当該各号に定める額
 - (2) 加入員であった期間に係る法第132条第2項（法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた場合を含む。）に規定する額（以下「代行部分の額」という。）
- 4 加入員である退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。）各号のいずれに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。
 - (1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額
 - (2) 代行部分の額
- 5 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 6 退職年金は、受給権者が会社の社員である加入員である間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第3節 減額退職年金

(減額退職年金の受給権者)

第61条 退職年金(加算退職年金額に相当する部分)を受ける権利を有する者が、56歳以上60歳未満である間に、年金給付を受けることを申し出たときは、減額退職年金を支給する。この場合において退職年金は、支給しない。

(減額退職年金受給の申し出)

第62条 前条の申し出は、退職により加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

(減額退職年金額)

第63条 減額退職年金の額は、第57条第1項に規定する退職年金額を減額退職年金額と読み替えて準用する。

2 前項にいう減額退職年金額は、退職年金額に減額退職年金額の支給を開始する年齢(以下「減額退職年金支給開始年齢」という。)に応じた別表5に定める率を乗じて得た額とする。

3 前項にいう減額退職年金支給開始年齢は、別表5に掲げる年齢に達した日の属する月(別表5に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月に加入員の資格を喪失した者については当該日の属する月の翌月)とする。

4 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に減額退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第1項の額に基本加算退職年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の減額退職年金の額を加算された額に改定する。

5 第57条第4項の規定は、第1項の減額退職年金の額について準用する。

(減額退職年金額の改定)

第64条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第5項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第1号又は第4号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号又は第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1ヶ月を経過したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(4) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

2 減額退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算

した額に改定する。

(1) 改定前の基本退職年金額

(2) 第51条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

3 前2項の規定により、減額退職年金の減額退職年金額を計算するにあたっては、減額退職年金支給開始年齢は、あらたに本人が希望した減額退職年金支給開始年齢を基礎とするものとする。

(減額退職年金受給権の失権)

第65条 減額退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(減額退職年金の支給停止)

第66条 減額退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 65歳に達したとき。

(2) 特別支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上の請求をしたとき。

2 減額退職年金は、受給権者が、減額退職年金支給開始年齢未満である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

3 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号(第4号及び第5号を除く。)又は法附則第13条の7第5項の各号(第3号を除く。)に掲げる場合に依じ、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

(1) 当該各号に定める額

(2) 代行部分の額

4 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項(同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。)各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額

(2) 代行部分の額

5 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除

して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

6 減額退職年金は、受給権者が会社の社員である加入員である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第4節 脱退一時金

(脱退一時金の受給権者)

第67条 脱退一時金は、次の各号のいずれかに該当したとき、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が15年未満で、退職年金の受給権を有しない加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、退職（懲戒解雇を除く。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）が懲戒解雇により加入員の資格を喪失したとき。

(脱退一時金の額)

第68条 脱退一時金の額は、退職時基準基本能力給に次の各号の場合に応じ当該各号に定める別表に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 加算適用加入員期間10年以上の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表3の2
- (2) 加算適用加入員期間10年未満の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表6
- (3) 懲戒解雇された者については別表7

(支給の効果)

第69条 脱退一時金の支給を受けた者は、当該給付の計算の基礎となった加算適用加入員期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

第5節 遺族一時金

(遺族一時金の受給権者)

第70条 遺族一時金(次項に規定する部分を除く。)は、加算適用加入員が、死亡により加入員の資格を喪失したとき又は加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金(加算退職年金額に相当する部分)及び減額退職年金(減額加算退職年金額に相当する部分)の支給を20年以上受けた者又は80歳以上の者が死亡したときは、この限りでない。

2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規約の定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときに、その者の遺族に支給する。

(遺族)

第71条 遺族一時金を受けることができる遺族は、次の各号に定める者とする。

(1) 死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者。

(2) 死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって前号に該当しない者

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族一時金の額)

第72条 遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と第4号に掲げる額とを合算した額とする。

(1) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者(退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。)が死亡により加入員の資格を喪失したとき。

(イ) 加算適用加入員期間15年以上のときは退職時基準基本能力給に加算適用加入員期間に応じ別表3に定める率を乗じて得た額に、その者の死亡の年齢に応じ別表8に定める率を乗じて得た額。

(ロ) (イ)以外のときは退職時基準基本能力給に、次に定める別表に掲げるやむを得ない事由による率を乗じて得た額。

加算適用加入員期間10年以上15年未満のときは別表3の2

加算適用加入員期間10年未満のときは別表6

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者である加算適用加入員であった者が退職年金(加算退職年金額に相当する部分)及び減額退職年金(減額加算退職年金額に相当する部分)の支給を受ける前に死亡したときはその者の加算退職年金額に相当する額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表8に定める率を乗じて得た額。

(3) 退職年金(加算退職年金額に相当する部分)又は減額退職年金(減額加算退職年

金額に相当する部分)の支給を受けている者が死亡したときはその者が既に支給を受けていた加算退職年金額又は減額加算退職年金額に、その者が当該給付の支給を既に受けていた期間に応じ別表9に定める率を乗じて得た額。

- (4) 第70条第2項に該当する場合、連合会の規約の定めるところにより計算した死亡一時金の額。

第7章 中途脱退者

(中途脱退者)

第73条 中途脱退者とは、次の各号に掲げる要件のいずれに該当する者をいう。

- (1) 加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。）であって、その者の加入員であった期間が15年に満たない者
- (2) 脱退一時金の受給権をであって、当該脱退一時金相当額の支給義務を連合会へ移転することを申し出た者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者は中途脱退者としなない。

- (1) 退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する前に再びこの基金の加入員となった者又は死亡した者
- (2) 設立事業所以外の事業所に出向（日立設備エンジニアリング株式会社の社員就業規則第39条、日設サービス株式会社の社員就業規則第37条に規定する出向をいう。）したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であって、再びこの基金の加入員となることが明らかである者

(支給義務の移転)

第74条 この基金は、中途脱退者の加入員であった期間に係る基本退職年金額のうち上乗せ年金額（加入員であった全期間の平均標準給与月額 $1,000$ 分の 0.1 に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の支給に関する義務を、連合会に移転する。

- 2 前項の規定により支給に関する義務を連合会に移転する場合には、中途脱退者の基本退職年金額のうち上乗せ年金額の現価相当額を交付する。
- 3 前2項により給付の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本退職年金額は、第51条の規定にかかわらず、同条の規定により計算された額から上乗せ年金額を控除した額とする。

(中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)

第75条 この基金は、前条の支給義務の移転に併せて中途脱退者に係る脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付する。

- 2 前項の交付は、当該中途脱退者に脱退一時金の取扱いに関し通知した上で行うものとする。
- 3 第1項の脱退一時金を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であった期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(中途脱退者に対する年金給付)

第76条 第74条の規定により上乗せ年金の支給義務を連合会に移転した中途脱退者に対する連合会の年金給付については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。

(中途脱退者に係る年金給付に関する支払期月の特例)

第77条 中途脱退者の連合会の年金給付に関する支払期月は、第53条第3項の規定に

かわらず、連合会の規約の定めるところによる。

(支払義務の承継)

第78条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る上乗せ年金の額の支給に関する義務（法第160条の2第3項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。）を承継する。

2 この基金は、前項の規定により、年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。

(現価相当額の計算)

第79条 第74条第2項及び前条第2項に規定する現価相当額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。

第8章 福祉施設

(福祉施設)

第80条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約
並びに業務の委託

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

- 第81条 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。
- 2 この基金は、第1項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第130条の2第2項及び法第136条の3第2項の規定に基づき、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。
- 3 第1項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して締結する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき支払金の支払は、次に掲げる場合に支払われるものとする。
 - ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。
 - イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。
 - ウ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。
 - (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。
- 4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して締結する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。
 - ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。
 - イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。
 - (2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。
 - (3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。
 - (4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。
- 5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第81条の2 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称
- (2) 信託金又は保険料の払込割合
- (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
- (4) 資産の額の変更

2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。

5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第81条の3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるよう努めなければならない。

(年金給付等積立金の積立て)

第82条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積立てなければならない。

(業務の委託)

第83条 この基金は、みずほ信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務
 - ア 加入員記録管理補助
 - イ 年金受給待期者補助
 - ウ 年金受給者記録管理補助
 - エ 厚生年金基金連合会移受換対象者抽出補助
 - オ 統計資料作成補助
 - カ 掛金額計算補助
 - キ 給付額計算補助

- 2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。
- 3 この基金は、前第2項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することがせきる。

第10章 費用の負担

(掛金)

第84条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 加入員については

加入員の標準給与月額に1,000分の9を乗じて得た額

(2) 加算適用加入員については

加算適用加入員の基準基本能力給月額に1,000分の73を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員に係る掛金の額は、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額に前項第2号に定める額を合算した額とする。

(1) 前項の規定により加入員の標準給与の月額に同項第1号の掛金率を乗じて得た額

(2) 標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対する設立事業所で受ける給与の月額の割合

(掛金の負担割合)

第85条 加入員及び事業主は、次のようにそれぞれ掛金を負担する。

(1) 前条第2項第1号に定める掛金の場合

事業主 9分の 9

(2) 前条第2項第2号に定める掛金の場合

加入員 73分の 8.5

事業主 73分の 64.5

第85条の2 削除

(積立上限額を超える場合に掛金の控除)

第85条の3 この基金は、毎事業年度決算において、年金給付等積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として基金規則第47条の2で定めるところにより算定した額を、法第138条第3項に定めるところにより算定した掛金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除しなければならない。

2 積立上限額は、この基金の財政の安定性を長期間にわたって確実に確保することができ、年金給付等積立金の水準を上回る額として、厚生労働大臣の定めるところにより算定するものとする。

(減少設立事業所に係る不足額の一括抛却)

第85条の4 この基金は、設立事業所が減少する場合（権利義務の移転による場合は除き、事業所の一部譲渡及び分割の場合を含む。）において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該増加する額に相当する額（以下この条において「不足額」という。）を徴収するものとし、当該減少に係る設立事業所（以

下「減少設立事業所」とう。)の事業主に対し、減少設立事業所が減少する日(以下「減少日」という。)の10日前までに、特別掛金として納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れた場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める減少設立事業所に係る不足額は、減少設立事業所が減少しないとしたならば基金が当該減少設立事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金に基づいて計算する額とする。

ア 特別掛金収入現価相当額

イ 繰越不足金

ウ 資産評価調整加算額

- 3 前項に定める不足額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 前項アに定める特別掛金収入現価相当額

減少日の直前の財政決算日(直前の財政決算とは、代議員会の議決を経たものを用いる。ただし、当該直前の財政決算日以降に財政計算を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合(ただし、給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われなかった場合を除く。))は、当該財政計算日とする。以下同じ。)における特別掛金収入現価相当額に、減少日の直前財政決算日におけるこの基金の標準給与月額総額に対する減少設立事業所の加入員(一部譲渡及び分割の場合は、当該譲渡及び分割により資格喪失する加入員とする。以下同じ。)に係る標準給与月額総額の割合を乗じて得た額から直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額

(2) 前項イに定める繰越不足金

減少日の直前の財政決算日における繰越不足金額(ただし、前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に繰込み済の額を除く。)に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額総額に対する減少設立事業所の加入員に係る標準給与月額総額の割合を乗じて得た額

(3) 前項ウに定める資産評価調整加算額

減少日の直前の財政決算日における資産評価調整加算額に減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額総額に対する減少設立事業所の加入員に係る標準給与月額総額の割合を乗じて得た額

- 4 減少設立事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた特別掛金について、減少日の前日までに、この基金に納付しなければならない。ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れたため、納入告知が遅れた場合は、この限りでない。

(掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第86条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

- 2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金(加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金)を報酬から控除することができる。

- 3 事業主は、前項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(徴収金)

第87条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る給付に要する費用の一部に充てるために、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第30条第2項及び第4号により読み替えられた法第140条第3項及び第4項の規定により算定された徴収金を徴収する。

(事務費掛金)

第88条 この基金は、第84条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定める。

3 第1項の事務費掛金の額は、事業主が全額負担する。

(政府負担金)

第89条 この基金は、改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第11章 財務及び会計

(事業年度)

第90条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第91条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣に届出なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第92条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後6月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処理)

第93条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第48条及び第49条に規定するところによる。

(運用収益の使途)

第94条 この基金は、毎事業年度、前事業年度において年金経理に属する総資産から生じた運用利益の額が当該資産を当該前事業年度において年利5分5厘で運用したとした場合における運用収益の額以上の額であって、厚生労働大臣の定める額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰入れることができる。

(余裕金の運用)

第95条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条の定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第96条 この基金は、この基金の目的を達するために必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けて、借入金を行うことができる。

(掛金の額の再計算)

第97条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、基金令第33条に定める基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の定める基準に該当になった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(最低積立基準額)

第97条の2 この基金は、加入員および加入員であった者の受給権を保全するため、毎

事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

（１）基準日において年金受給者または受給待期脱退者である者（基金から支給される年金の全部の支給に関する義務を連合会に移転した中途脱退者を除く。）

規約に基づいて支給されることとなる年金給付

（２）基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢以上の場合にあつては基準日の翌日。以下、「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間に係る給付に（ア）に定める按分率を乗じて得た給付と、法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間に係る給付に（イ）に定める按分率を乗じて得た給付を得た合算して得た給付とする。

(ア) 按分率 = $A1 / B1$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

(イ) 按分率 = $A2 / B2$

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

B2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

イ 加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、次の各号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 基準日の翌日の加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

第51条第2項第1号の規定に該当する場合

按分率 = C / D

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表の2、または別表6の係数に0.1074を乗じたもの

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表3の係数

(イ) (ア) 以外の者

按分率 = E / F

E 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額

F 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額

3 前項の標準的な退職年齢は60歳とする。

- 4 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(解散時積立不足額の一括徴収)

第97条の3 この基金が解散したときに、年金経理に属する時価評価した資産額が最低積立基準額に満たないときは、解散時における最低積立基準額と年金経理に属する時価評価した資産額の差額（以下この条において「不足額」という。）を算出し、不足額を特別掛金として解散日現在の設立事業所の事業主から一括して徴収する。

- 2 前項に規定する不足額の徴収は、不足額を解散日現在の設立事業所の加入員の標準給与月額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

- 3 前項に定めるところにより、この基金の清算人が不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に不足額を納付しなければならない。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第98条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第99条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第12章 解散及び清算

(解散)

第100条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清算)

第101条 この基金が解散したときの清算は、法第147条の規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第102条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第162条の3第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(残余財産の分配)

第103条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、受給権者等の解散時責任準備金（基金が解散したと仮定した場合に保有すべき資産をいう。以下同じ。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じ、以下の各号の区分により算定するものとする。

（1）残余財産が、解散時責任準備金から最低責任準備金を控除した額（以下「解散時責任準備金の上乗せ部分」という。）に等しいか又は超える場合。

各々の解散時責任準備金の上乗せ部分相当額に応じて分配する。

（2）残余財産が解散時責任準備金の上乗せ部分相当額を下回り、基本部分に係る解散時責任準備金から最低責任準備金を控除した額（以下「基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分」という。）に等しいか又は超える場合。

残余財産のうち、基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額は、各受給権者等に各々の基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額を分配し、残余財産から基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額を控除した額は、各々の加算部分に係る解散時責任準備金に応じて分配する。

（3）残余財産が、基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分を下回る場合

各々の基本部分解散時責任準備金の上乗せ部分相当額に応じて分配する。

3 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

4 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通知)

第104条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

（1）分配金の額

（2）分配金の支払方法

2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第13章 雑 則

(時効)

第105条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 退職年金及び減額退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(給付の制限)

第106条 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(不服申立て)

第107条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に関する不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは「第169条において準用する第90条第1項又は第91条」と読み替えるものとする。

(業務概況の周知)

第107条の2 この基金は、基金規則第56条の2で定めるところにより、この基金の業務概況について、加入員に周知させなければならない。

2 この基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であつてこの基金が年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者にも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

(還元融資)

第108条 (削除)

(附 則)

この規約は、平成15年9月18日から施行する。

(連合会への加入)

第109条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第110条 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(実施規程)

第111条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続きその他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成4年4月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前に、この基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成12年9月の標準給与の月額が92,000円以下であるもの又は590,000円以下であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。)標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規程の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規程により改正された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

(再計算に関する経過措置)

第3条 第97条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の掛金額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

(給付に関する経過措置)

第4条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。)第3条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)の受給権者については、この規約第51条第1項中「1,000分の7.6(別表2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)」を「1,000分の10.1」に、第56条第4号中「法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金(以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。)」を「旧厚生年金法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」に、第60条第1項中「法附則第8条の規定による老齢厚生年金の受給権者」を「旧厚生年金法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者(旧厚生保険法第46条第3項の規定によりその支給を停止されている者を除く。)」に、第58条第2号、第60条第4項、第64条第1項第2号及び第66条第4項中「特例支給の老齢厚生年金等」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」に、それぞれ読み替えるものとし、第56条第3号及び第56条第5号はこれを適用しないものとする。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第5条 この基金が成立した日において加入員の資格を取得した者のうち、この基金が成立した日において第40条に定める条件を満たしている者は、同条の規定にかかわらず、この基金が成立した日において加算適用加入員となるものとし、その者に係る基準基本

能力給の月額、第48条の規定にかかわらず、加算適用加入員となった日における基準基本能力給の月額とする。

(過去勤務期間)

第6条 この基金が成立した日において、加算適用加入員となった者については、基金設立前の期間のうち、次に定める期間（以下「過去勤務期間」という。）を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 平成4年4月1日前に日立系列会社から転入により会社の社員となった者のうち、転入日現在において25歳以降最初の10月21日を経過した者については、25歳以降で最初の10月以後平成4年3月以前の期間。

(2) 前号以外の者については、第40条第1項により、この基金が設立されていたとしたならば、その者が加算適用加入員となっていたと認められる期間。

2 この基金が成立した日の後において出向により加入員の資格を喪失した者がその後、加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額を算定の基礎として用いるものとする。

(1) 25歳未満で出向した者であるとき。

25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間。

(2) 25歳以上で出向した者であるとき。

加入員の資格を喪失した日の属する月以降加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間。

3 前3項の規定により過去勤務期間を給付の額の算定の基礎として用いる者については、第51条第3項第1号及び第2号、第57条第1項第2号及び第3号、第67条第1項第1号、第68条第1項第1号及び第2号、第72条第1項第1号、附則第8条第1項、別表3、別表3の2、別表6及び別表7中「加算適用加入員期間」とあるのは「加算適用加入員期間に過去勤務期間を合算した期間」と読み替えて、これらの規定を適用する。

4 加入員期間が15年未満で、加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間が、15年以上である者については、第56条第2号の規定にかかわらず、その者が脱退により加入員の資格を喪失したときに、退職年金を支給する。

(特例退職一時金)

第7条 この基金は、当分の間、退職（懲戒解雇による退職を除く。）により加入員の資格を喪失し、第57条第1項第1号から第4号に該当する者の申し出により、特例退職一時金を支給する。

2 前項の申し出は、加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。ただし、天災、その他申し出がなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 第1項による特例退職一時金の請求は、加算退職年金額に相当する部分について、次の各号のいずれかの割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

- (1) 4分の4
- (2) 4分の3
- (3) 4分の2
- (4) 4分の1

4 特例退職一時金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加算適用加入員期間15年以上で定年退職、定年を超えて退職、定年退職の特別扱い退職又はやむを得ない事由退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本能力給に加算適用加入員期間に応じ別表3に定める率を乗じて得た額。

(2) 加算適用加入員期間15年以上かつ50歳未満で自己都合退職又は加算適用加入員期間15年未満の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本能力給に次の(イ)及び(ロ)に定める別表に掲げる率を乗じて得た額。

(イ) 加算適用加入員期間10年以上の者については別表3の2

(ロ) 加算適用加入員期間10年未満の者については別表6

5 特例退職一時金の支給を受けた場合における退職年金の額は、第57条第1項の規定にかかわらず、附則第8条第3項の規定により特例退職一時金を請求した次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 選択割合が4分の4の場合

基本退職年金額に相当する額

(2) 選択割合が4分の3の場合

基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に4分の1を乗じて得た額の合計額

(3) 選択割合が4分の2の場合

基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に4分の2を乗じて得た額の合計額

(4) 選択割合が4分の1の場合

基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に4分の3を乗じて得た額の合計額

6 特例退職一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加算適用加入員期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(選択一時金)

第8条 基本加算年金額が加算された退職年金又は減額退職年金の受給権者並びにこの基金の加入員であって、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分の間、次項に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

2 法第161条の規定により支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、退職年金又は減額退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択の申し出たときにもその者に支

給する。

(1) 退職年金又は減額退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、連合会の規約に定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

3 この基金の加入員であつて、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

4 前項の選択一時金の請求は、その者に支給する退職年金又は減額退職年金の額のうち基本加算年金額に相当する部分について、前条3項の1号から4号に規定する割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

5 前3項の選択一時金の額は、連合会の規約に定めるところにより計算した額とする。

6 前4項により選択一時金の支給を受けた場合における退職年金又は減額退職年金の額のうち基本加算年金額は、選択一時金を請求した割合に応じて減額する。

(適格退職年金の廃止に伴う掛金の徴収)

第9条 この基金は、第84条及び第88条に定める掛金のほか、会社の適格退職年金制度(昭和39年3月16日施行)の廃止に伴い、次の各号に掲げる額の合計額を、附則第6条に定める過去勤務期間に係る給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

(1) 適格退職年金制度の廃止に伴い、当該年金保険契約の保険者及び当該年金信託契約の受託者より事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額。

(2) 適格退職年金制度の廃止に伴い、当該制度の加入員の資格を喪失した加入員(以下「移行加入員」という。)に、当該制度から返還された返還金(以下「加入員資格喪失時返還金」という。)に相当する額。

2 事業主及び移行加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。

(1) 事業主

前項第1号に定める返還金及び解約返戻金に相当する額。

(2) 移行加入員

加入員資格喪失時返還金に相当する額。

3 事業主は、事業主及び移行加入員が前項各号に掲げる額を収受した日に、その合計額を基金に納付する。

(特例掛金)

第10条 この基金は、第84条及び第88条に定める掛金のほか、年金財政の安定化を図ることを目的として、規約に基づく給付に要する費用に充てるため、当分の間、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの各月につき、特例掛金を徴収する。

2 前項の特例掛金の額は、平成15年度においては、加入員の標準給与の月額に1, 0

00の44を乗じて得た額とする。

3 第1項に定める特例掛金は事業主が全額負担とする。

4 第86条第1項の規定は、特例掛金について準用する。

(特別掛金)

第11条 この基金は、過去勤務債務の償却に充てるため、当分の間、加算適用加入員となった月から加算適用加入員の資格を喪失した月の前月までの各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の特別掛金の額は、加算適用加入員の基準基本給の月額に1,000分の140を乗じて得た額とする。

3 特別掛金は、事業主が全額負担する。

4 第86条第1項の規定は、特別掛金について準用する。

附 則（本文第84条、第85条、別表3、3—2、6 平成4年9月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成4年9月21日から適用する。ただし、第84条及び第85条については、平成4年10月1日から適用する。

（給付に関する経過措置）

第2条 平成4年9月21日において、現に変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第3条 平成4年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則（第81条、第94条 平成5年2月訂正）

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（本文第84条、第85条、別表3、3—2、6 平成5年2月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成4年9月21日から適用する。ただし、第84条及び第85条については、平成4年10月1日から適用する。

（給付に関する経過措置）

第2条 平成4年9月21日前において、現に変更前に規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第3条 平成4年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則（本文第84条、第85条 平成5年9月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成6年1月1日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成5年12月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則（本文第84条、第85条、別表3、3—2、6 平成6年8月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成6年9月21日から適用する。ただし、第84条及び第85条については、平成6年10月1日から適用する。

（給付に関する経過措置）

第2条 平成6年9月21日前において、現に変更前の規約による給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

第3条 平成6年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則（本文第84条、第85条 平成6年11月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成6年11月22日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成6年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則(本文第85条の2、第87条 平成7年2月訂正)

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(本文第53条、第56条、第60条、第66条 平成7年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 この規約による改正後の日立設備エンジニアリング厚生年金基金規約(以下「改正後の基金規約」という。)の退職年金及び減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給者(昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。)については、その者が加入員である日が属する月において第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第60条及び第66条の規定は適用せず、この規約における改正前の日立設備エンジニアリング厚生年金基金規約(以下「改正前の基金規約」という。)第60条及び第66条の規定は、なおその効力を有する。

- (1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第60条第4項、第66条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額
- (2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第60条第4項、第66条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条 平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金等の受給者を有した者については、その者が加入員である日が属する月において前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第60条及び第66条の規定は適用せず、改正前の基金規約第60条及び第66条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(本文第85条の2 平成8年1月訂正)

この規約は、届出の日から施行し、平成7年10月1日から適用する。ただし、平成7年10月1日から平成11年3月31日までの間は、変更後の日立設備エンジニアリング厚生年金基金規約第85条の2第1項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」とあるのは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」とする。

附 則(本文第84条、85条 平成8年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成8年3月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則(本文第81条の2 平成8年5月訂正)

この規約は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（本文第 81 条 平成 8 年 10 月訂正）

この規約は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（別表 11 平成 9 年 3 月訂正）

第 1 条 この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（本文第 81 条 2 平成 9 年 6 月訂正）

この規約は、平成 9 年 6 月 2 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（本文第 81 条、別表 11 平成 9 年 9 月訂正）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

（給付費などの負担割合に関する経過措置）

第 2 条 この規約変更の施行日から平成 10 年 3 月 31 日までの間について改正後の第 81 条の規定を適用する場合においては、同条第 3 項第 1 号中「当該契約に係る前事業年度の 1 月末日における資産割合」とあるのは「附則別表に掲げる信託会社と締結した法第 130 条の 2 第 1 項の規定による年金信託契約において同表に掲げる割合」と、同条第 4 項第 1 号中「当該契約に係る前事業年度の 1 月末日における資産割合」とあるのは「附則別表に掲げる生命保険会社と締結した法第 130 条の 2 第 1 項の規定による年金信託契約において同表に掲げる割合」とする。

附 則（本文第 97 条の 2、第 103 条 平成 9 年 9 月訂正）

この規約は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（本文第 26 条、第 35 条、第 36 条 平成 10 年 2 月訂正）

この規約は、平成 10 年 2 月 12 日から施行する。

附則（本文第 81 条の 2 平成 10 年 2 月訂正）

この規約は、平成 10 年 2 月 12 日から施行し、平成 9 年 12 月 25 日から適用する。

附 則（本文第 84 条、第 85 条 平成 11 年 2 月訂正）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第 2 条 平成 11 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則（附則第 10 条 平成 11 年 2 月訂正）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第 2 条 平成 11 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則（本文第 70 条、第 84 条、第 85 条、別表 3～10 平成 11 年 8 月訂正）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 11 年 10 月 1 日から適用する。

（給付に関する経過措置）

第 2 条 平成 11 年 10 月 1 日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(経過措置)

第3条 この規約変更の適用日から平成12年3月20日までの間について改正後の別表10中58、59及び60歳以上の率を適用する場合においては、附則別表に掲げる率を適用する。

附則別表

年齢	率
58歳	11.9361
59歳	12.4851
60歳以上	13.0595

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成11年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (本文第83条、第85条の2、別表11 平成11年9月訂正)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第85条の2の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月1日にこの規約による改正後の第85条の2の規定に基づく申出があったものとみなして、同条に規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (本文附則第10条 平成12年2月訂正)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (本文第49条の2、第81条 平成12年2月訂正)

この規約は、平成12年2月25日から施行する。

附 則 (本文第81条 平成12年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (本文附則第10条 平成12年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (本文第84条、第85条 平成12年9月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (本文附則第2条 平成12年9月訂正)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成12年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(給与の月額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)による。

附 則(本文第81条 平成12年9月訂正)

この規約は、平成12年9月14日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則(本文第83条 平成12年9月訂正)

この規約は、平成12年8月1日から施行する。

附 則(本文第81条、第81条の2、3 平成12年9月訂正)

この規約は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(本文第51条 平成12年9月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の基金規約による退職年金又は減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権を有する者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則(本文第84条、第85条、附則第11条、第81条 平成12年10月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則(本文第36条、第91条、第92条、第94条、第96条、第97条平成13年2月訂正)

この規約は平成13年2月22日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則(本文附則第10条、附則第11条 平成13年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成13年3月以前の月に係る掛金について、なお従前の例による。

附 則(本文第26条、第35条 平成13年2月訂正)

この規約は、平成13年4月19日から施行する。

附 則(本文第5条 平成13年2月訂正)

この規約は、平成13年2月22日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(本文第97条 平成13年9月訂正)

(施行期日)

この規定は、平成13年9月13日から施行する。

附 則（本文第48条、第51条、第68条、第84条 平成13年9月訂正）

この規約は平成13年9月13日から施行し、平成13年5月21日より適用する。

附 則（本文第42条、第51条、第53条、第56条、第58条、第60条、第64条、第66条、第76条 平成14年2月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は平成14年4月1日から施行する。

（加入員期間）

第2条 昭和7年4月2日以降に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日においてこの基金の設立事業所に使用される被保険者（加入員である者を除く。）であって、同年4月1日において引き続き当設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

（給付に関する経過措置）

第3条 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

（支給停止に関する経過措置）

第4条 平成14年4月1日前において、老齢厚生年金の受給権を取得した者の給付については、変更後の規約第60条第3項及び第4項並びに第66条第3項及び第4項の規定は適用しない。

2 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金又は減額退職年金の受給権を有する者の給付については、変更後の規約第60条第3項及び第4項並びに第66条第3項及び第4項の規定は適用しない。

附 則（本文第71条、第85条の3、4、第97条の2、3 平成14年9月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成14年10月1日から施行する。

（不足金の一括徴収）

第3条 当分の間、第97条の3第1項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額以上、最低積立基準額以下の額」とすることができる。

附 則（本文第5条、第107条の2 平成14年9月訂正）

この規約は、平成14年6月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（本文第83条 平成14年9月訂正）

この規約は、平成14年6月11日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則（本文第51条、第52条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第84条、第85条、第85条の2、第87条、第97条の2、別表の2 平成15年2月訂正）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

（給付に関する経過措置）

第2条 法附則第30条第1項の認可の日前において、この規約による改正前の基金規約に基づき退職年金の受給権を有する者の施行日前の期間に係る給付については、なお従

前の例による。

(給付に関する特例)

第3条 退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該基金の受給権者に支給する年金の額は、この規約による改正後の基金規約に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

- (1) 退職年金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有しない場合
 - (2) 退職年金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
 - (3) 退職年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
 - (4) 退職年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合
 - (5) 退職年金の受給権者が法附則第11条の5の規定により読み替えられた法附則第7条の4、法附則第7条の4又は法附則第13条の6第4項の規定により読み替えられた法附則第7条の4の規定によりその全額につき支給を停止されている場合
 - (6) 基金の受給権者が厚生年金保険の非保険者である場合
- 2 退職年金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第3号まで及び第5号に該当する場合
この規約による改正前の基金規約に基づいて支給されることとなる年金の額から改正後の基金規約に基づき支給される年金の額を控除して得た額
- (2) 前項第4号に該当する場合
前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 前項第6号に該当する場合
次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額の合計額を控除した額
ア この規約による改正前の基金規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額
イ この規約による改正後の基金規約に基づいて支給される年金額
ウ 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員であった期間の平均標準給与の月額額の1,000分の7.125(別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が非保険者でなか

ったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額

(中途脱退者に関する経過措置)

第4条 法附則第30条第1項の認可の日において、この規約による改正前の基金規約に基づき基本退職年金の支給に関する義務を連合会に移転した中途脱退者が法附則第30条第1項の認可に日以後再びこの基金の加入員となった場合、その者に係る基本退職年金の支給に関する義務の承継並びに当該現価相当額の交付の請求については、この規約による改正後の基金規約は適用せず、改正前の規約第78条の規定は、なおその効力を有する。

(掛金に関する経過措置)

第5条 法附則第30条第1項の認可の日の属する月の前月までの月に係る掛金は、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附則(本文附則第10条 平成15年2月訂正)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成15年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則(本文108条 平成15年9月訂正)

この規約は、平成15年9月18日から施行する。

第12条別表1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日立設備エンジニアリング株式会社	茨城県日立市
日 設 サ ー ビ ス 株 式 会 社	茨城県日立市

別表 2

基本退職年金の生年月日別給付乗率表（第51条第1項に定める率）

昭和 2年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 10.100	1000分の 10.000
昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.960	1000分の 9.860
昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.820	1000分の 9.720
昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.680	1000分の 9.580
昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.540	1000分の 9.440
昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.410	1000分の 9.310
昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.270	1000分の 9.170
昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.140	1000分の 9.040
昭和 9年4月2日から昭和 10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 9.010	1000分の 8.910
昭和 10年4月2日から昭和 11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.890	1000分の 8.790
昭和 11年4月2日から昭和 12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.760	1000分の 8.660
昭和 12年4月2日から昭和 13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.640	1000分の 8.540
昭和 13年4月2日から昭和 14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.510	1000分の 8.410
昭和 14年4月2日から昭和 15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 8.390	1000分の 8.290
昭和 15年4月2日から昭和 16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 7.871	1000分の 7.771
昭和 16年4月2日から昭和 17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 7.757	1000分の 7.657
昭和 17年4月2日から昭和 18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 7.643	1000分の 7.543
昭和 18年4月2日から昭和 19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 7.539	1000分の 7.439
昭和 19年4月2日から昭和 20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 7.434	1000分の 7.334
昭和 20年4月2日から昭和 21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の 7.330	1000分の 7.230
昭和 21年4月2日以降に生まれた者	1000分の 7.225	1000分の 7.125

別表 3

加算退職年金支給率（第51条第2項第1号に定める率）

加算適用 加入員期間	率	加算適用 加入員期間	率
15年	2.637	26年	3.225
16	2.697	27	3.273
17	2.755	28	3.322
18	2.811	29	3.371
19	2.866	30	3.421
20	2.919	31	3.470
21	2.972	32	3.520
22	3.024	33	3.572
23	3.075	34	3.624
24	3.128	35	3.678
25	3.175		

(注) A年Bヵ月の場合の率（小数点以下第4位四捨五入）

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別表3の2

加算退職年金支給率（第51条第2項第2号イに定める率

脱退一時金支給率（第68条第1号に定める率）

遺族一時金支給率（第72条第1項第1号ロに定める率）

加算適用 加入員期間	定年	やむを得 ない事由	自己都合	加算適用 加入員期間	自己都合
1年	0.882	0.221	0.172	16年	2.900
2	1.746	0.437	0.340	17	3.113
3	2.619	0.655	0.509	18	3.334
4	3.483	0.871	0.677	19	3.560
5	4.356	1.089	0.847	20	3.791
6	5.229	1.307	1.017	21	4.030
7	6.120	1.530	1.190	22	4.277
8	7.020	1.755	1.365	23	4.531
9	7.929	1.982	1.542	24	4.792
10	8.865	2.216	1.724	25	5.061
11	9.819	2.455	1.909		
12	10.782	2.696	2.097		
13	11.781	2.945	2.291		
14	12.798	3.200	2.489		
15	13.842	3.461	2.692		

（注）A年Bヵ月の場合の率（小数点以下第4位四捨五入）

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別表4

加算退職年金振替乗率（第51条第2号に定める率）

退職時年齢	率	退職時年齢	率
30年	0.2827	46年	0.1398
31	0.2705	47	0.1338
32	0.2589	48	0.1280
33	0.2477	49	0.1225
34	0.2370	50	0.1172
35	0.2268	51	0.1122
36	0.2171	52	0.1073
37	0.2077	53	0.1027
38	0.1988	54	0.0983
39	0.1902	55	0.0941
40	0.1820	56	0.0900
41	0.1742	57	0.0861
42	0.1667	58	0.0824
43	0.1595	59	0.0789
44	0.1526	60	0.0755
45	0.1461		

(注) A歳Bヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別表 5

減額退職年金乗率（第 6 3 条第 2 項に定める率）

年 齢	率
5 6 歳	0 . 7 9 9
5 7	0 . 8 4 5
5 8	0 . 8 9 4
5 9	0 . 9 4 6
6 0	1 . 0 0 0

別表 6

加算退職年金支給率（第51条第2項第2号ロに定める率）

脱退一時金支給率（第68条第2号に定める率）

遺族一時金支給率（第72条第1項第1号ロに定める率）

加算適用 加入員期間	定 年	やむを得 ない事由	自己都合
1 年	0. 8 8 2	0. 1 7 2	0. 1 4 7
2	1. 7 4 6	0. 3 4 0	0. 2 9 1
3	2. 6 1 9	0. 5 0 9	0. 4 3 7
4	3. 4 8 3	0. 6 7 7	0. 5 8 1
5	4. 3 5 6	0. 8 4 7	0. 7 2 6
6	5. 2 2 9	1. 0 1 7	0. 8 7 2
7	6. 1 2 0	1. 1 9 0	1. 0 2 0
8	7. 0 2 0	1. 3 6 5	1. 1 7 0
9	7. 9 2 9	1. 5 4 2	1. 3 2 2
1 0	8. 8 6 5	1. 7 2 4	1. 4 7 8

（注）A年Bヵ月の場合の率（小数点以下第4位四捨五入）

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別表 7

脱退一時金支給率（第 68 条第 3 号に定める率）

加 算 適 用 加入員期間	率	加 算 適 用 加入員期間	率
1 年	0. 0 9 8	1 9 年	2. 0 3 4
2	0. 1 9 4	2 0	2. 1 6 6
3	0. 2 9 1	2 1	2. 3 0 3
4	0. 3 8 7	2 2	2. 4 4 4
5	0. 4 8 4	2 3	2. 5 8 9
6	0. 5 8 1	2 4	2. 7 3 8
7	0. 6 8 0	2 5	2. 8 9 2
8	0. 7 8 0	2 6	3. 0 5 1
9	0. 8 8 1	2 7	3. 2 1 5
1 0	0. 9 8 5	2 8	3. 3 8 4
1 1	1. 0 9 1	2 9	3. 5 5 9
1 2	1. 1 9 8	3 0	3. 7 3 9
1 3	1. 3 0 9	3 1	4. 0 1 1
1 4	1. 4 2 2	3 2	4. 2 9 6
1 5	1. 5 3 8	3 3	4. 5 9 3
1 6	1. 6 5 7	3 4	4. 9 0 4
1 7	1. 7 7 9	3 5	5. 2 2 9
1 8	1. 9 0 5		

（注） A 年 B ヲ月の場合の率（小数点以下第 4 位四捨五入）

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別表 8

遺族一時金乗率（第 7 2 条第 1 号イ及び第 2 号に定める率）

死亡時年齢	率	死亡時年齢	率
30 歳	3. 5 3 7 7	46 年	7. 1 5 4 5
31	3. 6 9 6 9	47	7. 4 7 6 5
32	3. 8 6 3 2	48	7. 8 1 2 9
33	4. 0 3 7 1	49	8. 1 6 4 5
34	4. 2 1 8 8	50	8. 5 3 1 9
35	4. 4 0 8 6	51	8. 9 1 5 8
36	4. 6 0 7 0	52	9. 3 1 7 0
37	4. 8 1 4 3	53	9. 7 3 6 3
38	5. 0 3 0 9	54	10. 1 7 4 4
39	5. 2 5 7 3	55	10. 6 3 2 3
40	5. 4 9 3 9	56	11. 1 1 0 7
41	5. 7 4 1 1	57	11. 6 1 0 7
42	5. 9 9 9 5	58	12. 1 3 3 2
43	6. 2 6 9 5	59	12. 6 7 9 2
44	6. 5 5 1 6	60	13. 2 4 9 7
45	6. 8 4 6 4		

（注） A 歳 B ヲ月の場合の率（小数点以下第 5 位四捨五入）

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別表 9

遺族一時金乗率（第 7 2 条第 1 項第 3 号に定める率）

支給済期間	率
0 年	1 3 . 2 4 9 7
1	1 2 . 8 2 7 4
2	1 2 . 3 8 6 0
3	1 1 . 9 2 4 8
4	1 1 . 4 4 2 9
5	1 0 . 9 3 9 2
6	1 0 . 4 1 2 9
7	9 . 8 6 2 9
8	9 . 2 8 8 1
9	8 . 6 8 7 5
1 0	8 . 0 5 9 8
1 1	7 . 4 0 3 9
1 2	6 . 7 1 8 5
1 3	6 . 0 0 2 2
1 4	5 . 2 5 3 8
1 5	4 . 4 7 1 6
1 6	3 . 6 5 4 2
1 7	2 . 8 0 0 1
1 8	1 . 9 0 7 5
1 9	0 . 9 7 4 7
2 0	0 . 0 0 0 0

（注） A 年 B ヲ月の場合の率（小数点以下第 5 位四捨五入）

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別表 10

特例退職一時金乗率（附則第9条に定める率）

年 齢	率	
40歳	5.3685	
41	5.6070	
42	5.8579	
43	6.1205	
44	6.3965	
45	6.6858	
46	6.9882	
47	7.3031	
48	7.6346	
49	7.9809	
50	8.3445	
51	8.7228	
52	9.1210	
53	9.5387	
54	9.9739	
55	10.4277	
56	10.9342	
57	11.4160	
58	11.9165	* 11.9361
59	12.4412	* 12.4851
60歳以上	12.9894	* 13.0595

*：H11.10.1～H12.3.20の経過措置

（注）A歳Bヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times \frac{B}{12}$$

